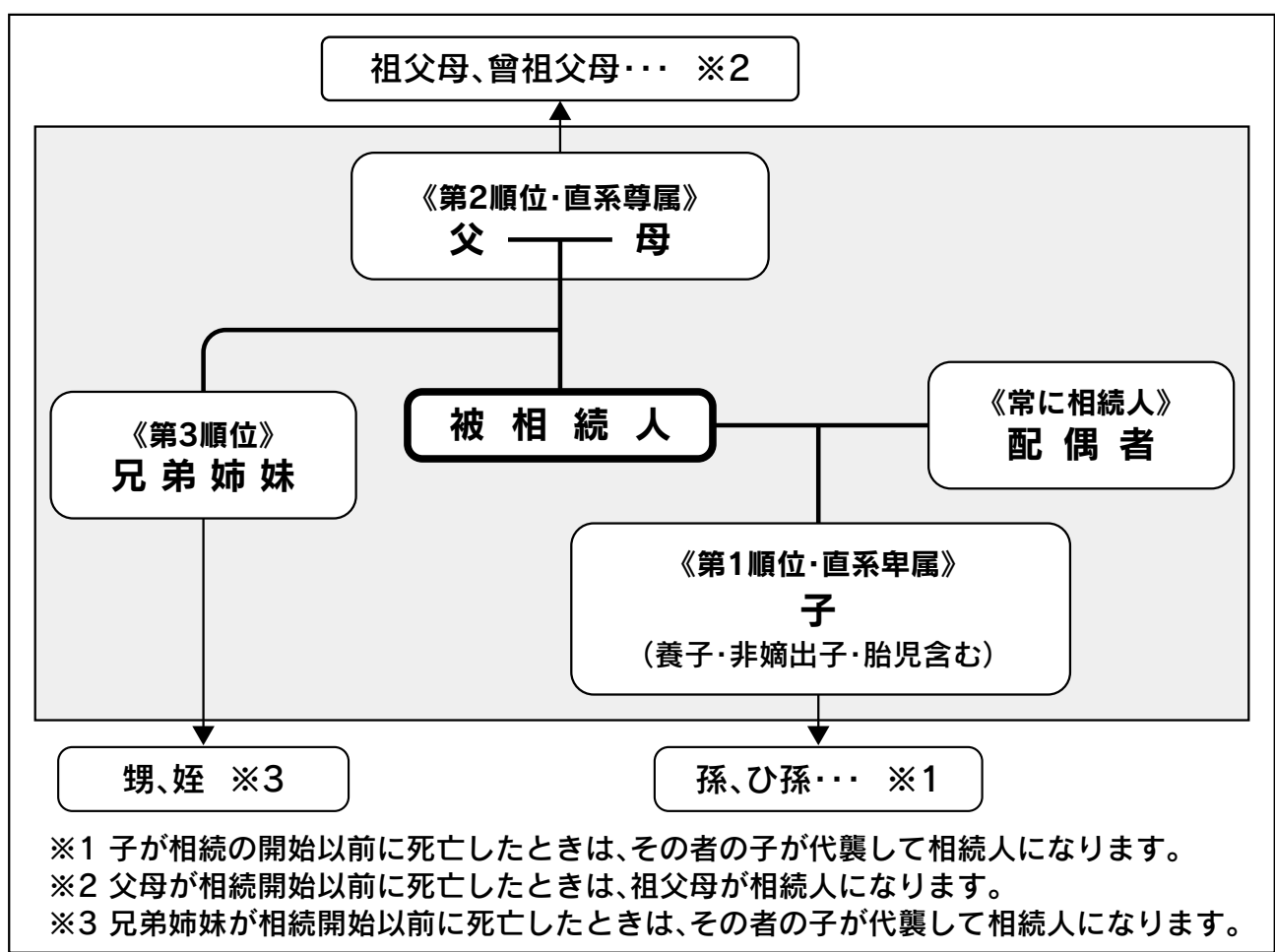


相続登記・相続税等

相続の基礎知識

法定相続人の範囲や法定相続分は民法で次のとおり定められています。そのほか遺言書による場合や、相続が確定する前に相続人が亡くなり次の相続が開始すると、相続人や相続分が変わる場合もあります。

●法定相続人の範囲



- ・相続を放棄した人は初めから相続人ではなかったものとされます。
- ・内縁関係の人は、相続人に含まれません。

●法定相続分

相続人	相続分
配偶者と子	配偶者 2 分の 1 ・子 (2 人以上のときは全員で) 2 分の 1
配偶者と直系尊属 (父母)	配偶者 3 分の 2 ・直系尊属 (2 人以上のときは全員で) 3 分の 1
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 4 分の 3 ・兄弟姉妹 (2 人以上のときは全員で) 4 分の 1

- ・子供、直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ 2 人以上いるときは、原則として均等に分けます。
- ・民法に定める法定相続分は、相続人の間で遺産分割の合意ができなかったときの遺産の取り分であり、必ずこの相続分で遺産の分割をしなければならないわけではありません。

相続税についてのお知らせ

相続税は、亡くなられた方から相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額（債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。）が**遺産に係る基礎控除額**を超える場合にその超える部分(課税遺産総額)に対して、課税される税金です。

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

相続税が課される場合、財産を取得された方は、亡くなられたことを知った日（通常は亡くなられた日）の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口などをご利用ください。

○ 国税庁ホームページ

国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）には、相続税の概要を説明したリーフレットや、相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容など、様々な情報を掲載しています。
また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「タックスアンサー」もご利用いただけます。

○ 電話相談センター(国税局税務相談室)

最寄りの税務署へお電話いただきますと、自動音声によりご案内いたします。
「税金に関する一般的なご質問やご相談（1）」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると、「電話相談センター」（国税局税務相談室）につながり、職員が相談をお受けします。

＜受付時間＞8:30～17:00〔土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。〕
＜能代税務署＞0185-52-6111 ☎016-8601 能代市末広町4番20号 能代合同庁舎

○ 税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません（注）。
税理士等をお探しの方は、日本税理士連合会ホームページ内「税理士情報検索サイト」（<https://www.zeirishikensaku.jp>）で、税理士等の検索が可能となっています。

（注）弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

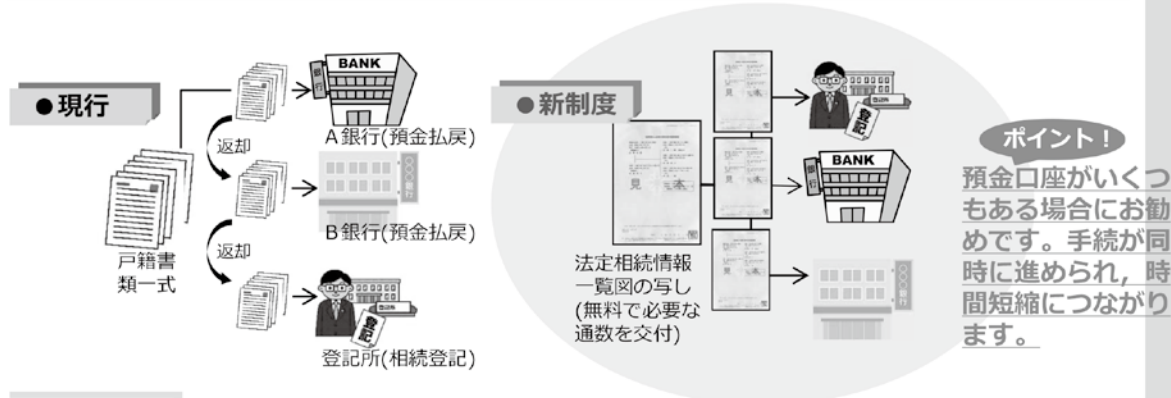
あなたの相続手を応援します！

法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

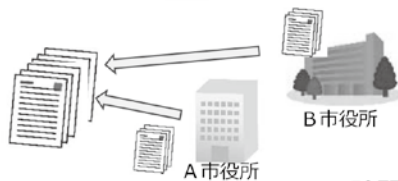
※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



制度の概要

① 申出（法定相続人又は代理人）

- ①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、①-2の書類を添付して登記所に申出をします。

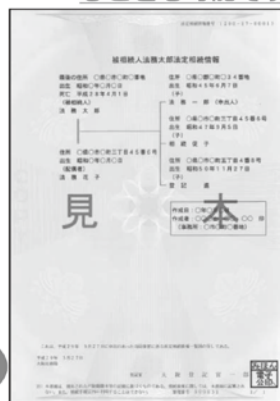


ポイント！

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家（※2）に依頼することも可能です。

② 確認・交付（登記所）

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却



③ 利用

- ③ 各種相続手続へお使いください。（戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に）

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

秋田地方法務局能代支局 TEL 0185-54-4111

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

よくあるご質問

手数料はかかりますか？

本制度は、無料でご利用いただけます。
※戸籍謄本の取得には、所定の手数料が必要となります。
また、郵送による申出や一覧図の交付に当たっては、所定の郵送料が必要となります。

提出した戸籍謄本は返却されますか？

戸籍謄本等は、一覧図の写しを交付する際に併せて返却します。

※STEP1で示す「必ず用意する書類／必要となる場合がある書類」に掲げる①、②（⑦）、③及び⑤は、登記官が内容を確認した後、一覧図の写しを交付する際に返却します。なお、⑥は、原則返却しませんが、原本と併せてコピー（原本と相違がない旨を記載し、代理人の記名がされたもの）が提出された場合は、その原本を返却します。

一覧図に記載する被相続人との続柄については、必ず戸籍に記載される続柄を記載する必要がありますか。

申出人の選択により、続柄を「子」と記載することでも差し支えありません。ただし、続柄を「子」と記載した場合は、相続税の申告等、これを利用することができない手続きがありますので、ご注意ください。

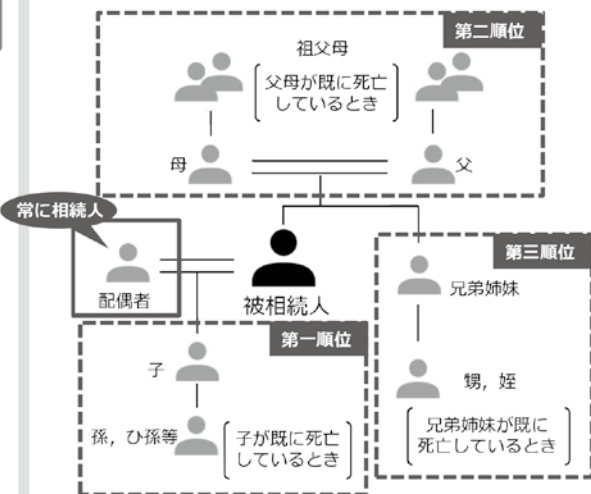
一覧図に相続人の住所は記載しなくてもよいのですか。

法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載するかどうかは相続人の任意とされていますが、記載することにより、その後の手続（例：相続登記等の申請、遺言書情報証明書の交付の請求等）において各相続人の住所を証する書面（住民票の写し）の提供が不要となることがあります。

※詳細については、法定相続情報一覧図の写しの提出先となる各機関へお問い合わせください。

家族のうち、誰が相続人となるのですか？

相続人の範囲は、次のとおりです。



申出の手続をとる時間がありません。誰かに頼むことはできますか？

申出の手続は、次の資格者代理人に依頼することができます。

- ・弁護士 ・司法書士 ・土地家屋調査士
- ・税理士 ・社会保険労務士 ・弁理士
- ・海事代理士 ・行政書士

※本制度の委任による代理は、上記の専門家のほか、申出人の親族に限られます。

一覧図の写しが追加で必要となりました。再交付を受けることは可能ですか？

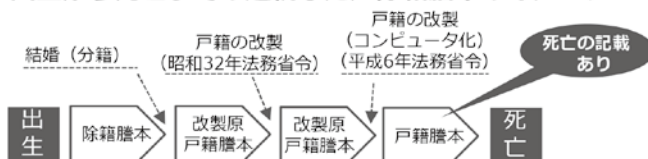
再交付をすることは可能です。

※提出された法定相続情報一覧図は、登記所において5年間保管されます。この間は、一覧図の写しを再交付することが可能です。再交付の申出書は、法務局ホームページをご覧ください。

被相続人の出生から亡くなるまでの戸除籍謄本とは何ですか？

相続人を特定するためには、被相続人（亡くなられた方）の全ての戸除籍謄本を漏れなく確認する必要があります。戸籍は、被相続人が生まれてから結婚による分籍や転籍、戸籍のコンピュータ化による改製などにより、複数種類にわたる場合があります。市区町村役場で戸籍謄本を請求する際は、相続手続に必要なため、被相続人の出生から亡くなるまでの連続した戸除籍謄本が必要であることをお伝えください。

●出生から死亡までの連続した戸除籍謄本のイメージ



備えて安心！令和6年4月1日から 相続登記が義務化されます！



Q 1 知りませんでした！ 不動産（土地・建物）の相続 登記が義務化されるのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

Q 2 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。法務局に申請する必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

Q 3 義務化が始まるのは、いつからですか？ 始まった後に、対応すれば大丈夫でしょうか？

「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日から始まります。ただ、今のうちから、備えておくことが重要です。

また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（3年間の猶予期間があります。）ので、要注意です。

Q 4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？ 新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の間で早めに遺産分割の話し合いを行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、相続登記をする必要があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「相続人申告登記」という簡便な手続（※）を法務局にとって、義務を果たすこともできます。

※相続人申告手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。

遺産分割の話し合い
がまとまった



遺産分割の結果に基づく相続登記
不動産の相続を知った日から3年以内にする必要（※）

早期に遺産分割を
することが困難



相続人申告登記
不動産の相続を知った日から3年以内にする必要（※）

※令和6年4月1日より前に相続した不動産は、令和9年3月31日までにする必要

Q 5 早めの対応が必要なのですね。相続登記について不明な点があれば、どこに相談すれば良いのですか？

お近くの法務局（予約制の手続案内を実施中）や、登記の専門家である司法書士・司法書士会等に、ご相談ください。

法務省では、新制度を紹介する漫画や、相続登記の手続を案内するハンドブックも、提供しています。

法務省・法務局の名称を
不正に使用した勧誘や
架空請求などに
ご注意ください



詳しくは、こちらの
法務省ホームページ
をご覧ください。▶



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

2023年4月版



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

秋田地方法務局能代支局 TEL 0185-54-4111